○船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例

昭和48年9月29日 条例第45号

改正 平成9年3月31日条例第2号 平成12年3月31日条例第24号 平成16年3月31日条例第21号 平成26年9月30日条例第43号

船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、緑の保存と緑化の推進を図ることにより、良好な自然環境を維持し、もって市民の健康で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 保存樹木等 市内に生育している樹木又は樹林のうち、次に掲げるものを除き規則 に定める基準に該当するものをいう。
 - ア 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第69条第1項、第70条第1項又は第98条 第2項の規定により指定された樹木又は樹林
 - イ 森林法(昭和26年法律第249号)第25条及び第25条の2の規定により指定された 保安林に係る樹木
 - ウ 国又は地方公共団体若しくはこれらに準ずる団体の所有又は管理に係る樹木又は 樹林
 - (2) 指定樹木等 保存樹木等のうち、市長が指定したものをいう。

(平12条例24・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、緑の保存及び緑化の推進に関する総合的な施策を策定し、これの実施に努めなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 土地の造成を行う者(以下「事業者」という。)は、その事業の実施に当たっては、 良好な自然環境が確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市長が実施する緑の保存 及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。 2 工場及び事業所(以下「工場等」という。)を設置している者又は設置しようとする者 (以下「工場等設置者」という。)は、その所有する工場等の敷地内に緑地を確保すると ともに、樹木及び花き等の植栽に努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民及び市内に土地を所有する者は、良好な自然環境が確保されるよう自ら努める とともに、市長が実施する緑の保存及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならな い。

(緑地保存地区)

- 第6条 良好な自然環境の確保又は美観風致を維持するため、全市域を緑地保存地区とする。 (指定樹木等の指定)
- 第7条 市長は、保存樹木等のうち必要があると認めるものを、その所有者の同意を得て、 指定樹木等に指定することができる。
- 2 保存樹木等の所有者は、市長から前項に規定する同意の要請があったときは、これに応 ずるよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を当該指定樹木等の所有者に通知しなければならない。
- 4 保存樹木等の所有者は、第1項の規定にかかわらず、当該保存樹木等を指定樹木等に指 定するよう市長に申請することができる。
- 5 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を調査し、指定の 適否を決定の上、当該申請者に通知しなければならない。
- 6 指定樹木等の指定期間は、原則として5年以上とする。

(標識の設置)

第8条 市長は、指定樹木等の指定をしたときは、これを表示する標識を設置しなければな らない。

(保全の義務)

- 第9条 指定樹木等の所有者は、当該指定樹木等について枯損の防止その他保全に努めなければならない。
- 2 指定樹木等の所有者は、災害を防止する等緊急やむを得ない場合を除き指定樹木等を伐 採し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出るとともに、その 承認を得なければならない。

(伐採行為の届出)

第10条 保存樹木等を伐採しようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号の規定により指定された風致地区における伐採については、この限りでない。

(措置の命令)

- 第11条 市長は、前条に規定する届出がなされたもののうち、次の各号のいずれかに該当 する場合においては、当該伐採をしようとする者に対し、期限を定めて、その施行内容の 変更その他必要な措置を講ずるよう命ずることができる。
 - (1) 市民の生活環境を著しく損ない災害を誘発するおそれのある場合
 - (2) 土砂の崩壊等により人命財産に多大の損傷を及ぼすおそれのある場合 (指定樹木等の指定解除)
- 第12条 市長は、指定樹木等が滅失し、又は枯死等により、この指定の理由が消滅したと きは、遅滞なくその指定を解除しなければならない。
- 2 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定樹木等の指定の解除をする ことができる。
- 3 指定樹木等の所有者は、市長に対し、指定樹木等を保全することが困難である等の理由 があるときは、指定樹木等の指定の解除を申請することができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を調査し、指定解除の適否を決定の上、当該申請者に通知しなければならない。

(保存樹木等保全協定)

- 第13条 市長は、事業者及び工場等設置者(以下「事業者等」という。)との間において、 保存樹木等及び緑地の保全に関する協定(以下「保存樹木等保全協定」という。)を締結 することができる。ただし、事業者等が船橋市風致地区条例(平成26年船橋市条例第43 号)第3条第1項第3号に係る許可を受けた場合は、この限りでない。
- 2 事業者等は、市長から前項に規定する協定締結の要請があったときは、これに応じなければならない。

(平16条例21・平26条例43・一部改正)

(助成)

- 第14条 市長は、予算の範囲内において、指定樹木等の所有者に対し、保全等に要する費用の一部を助成するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により助成を受けた指定樹木等の所有者が、当該助成金を助成目的 以外の用途に使用したとき又はこの条例の趣旨に違反する行為があったときは、既に交付

した助成金の返還を命ずるものとする。

(指定樹木等及び土地の買入れ)

第15条 市長は、第12条第3項の規定により指定樹木等の指定解除の申請をした所有者又はその他の指定樹木等の所有者から、指定樹木等(当該指定樹木等が植栽されている土地を含む。以下この条において同じ。)を買い入れるよう申請があったときは、特に必要があると認める指定樹木等について、買い入れることができる。

(指導等)

第16条 市長は、指定樹木等の所有者、保存樹木等保全協定の締結者及び土地を所有する 者に対し、保存樹木等の保全及び緑化の推進に関する必要な指導及び助言を行うとともに、 この条例施行のため必要な限度において、勧告することができる。

(指定樹木等に関する台帳)

第17条 市長は、指定樹木等に関する台帳を作成し、指定樹木等を指定したときは、これ に登録しなければならない。

(原状回復命令)

第18条 市長は、保存樹木等の所有者のうち、第10条に規定する届出をせず又は虚偽の届 出をしたことによりこの条例の趣旨に違反した者があるときは、保存樹木等の保全に必要 な限度において原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難であるときは、これに代わる 必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(委任)

第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平9条例2・旧第20条繰上)

(罰則)

第20条 第11条及び第18条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。 (平9条例2・旧第21条繰上)

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人 又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は 人に対して同条の罰金刑を科する。

(平9条例2・旧第22条繰上)

附則

この条例は、昭和48年10月1日から施行する。

ただし、第10条、第11条、第18条、第19条、第21条及び第22条の規定は、昭和49年1月 1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日条例第2号)抄(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年7月1日から施行する。附 則(平成12年3月31日条例第24号)
 - この条例は、平成12年4月1日から施行する。 附 則 (平成16年3月31日条例第21号)
 - この条例は、平成16年5月1日から施行する。 附 則 (平成26年9月30日条例第43号) 抄 (施行期日)
- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。